

前橋市生成 AI 利用ガイドライン

第 1 版（令和 5 年 10 月 26 日）

第 2 版（令和 6 年 5 月 16 日）

第 3 版（令和 6 年 10 月 16 日）

第 4 版（令和 6 年 12 月 18 日）

第 5 版（令和 7 年 4 月 1 日）

1 目的

本ガイドラインは、前橋市職員が業務で生成 AI を利用する際に注意すべき事項等を解説するものです。生成 AI は、業務にかかる手間や時間の削減、新たな気付きや示唆の獲得などが期待されますが、一方で、入力したデータが学習され第三者の回答に利用されるなど情報が他者に漏洩・拡散されるリスクがあります。また、入力するデータの内容や生成物の利用方法によっては法令に違反したり、他者の権利を侵害したりする可能性もあります。

本ガイドラインをよく読み、個人情報などの市民の権利、財産をしっかりと守ることを念頭に置き、生成 AI を利用してください。

2 対象とする生成 AI

生成 AI とは、人工的な方法により学習、推論等の知的機能を備え、かつ、質問その他の電子計算機に対する指令に応じて当該知的機能の活用により得られたテキスト、画像、音声または他のメディア等の結果を自動的に出力するよう作成されたプログラム及び当該プログラムと連携して動作するプログラムです。

本ガイドラインが対象とする（前橋市職員が利用する）生成 AI は情報政策課が別に定める生成 AI とし、接続するネットワークはクラウド接続系ネットワークとします。

3 禁止・注意事項

(1) 個人情報や非公開情報は入力しないこと

生成 AI への個人情報や非公開情報（以下「個人情報等」という。）の入力を禁止します。令和 5 年 9 月 15 日付け総務省通知によれば、生成 AI を活用するための「外部サービス」はセキュリティ対策やデータの取扱いなどについて自組織への特別な扱いを求めることができない場合が多く、必要十分なセキュリティ要件を満たすことが一般的に困難であることから、機密性 2 以上の情報資産は取り扱うことができないと明示されています。

【参考１】国が明示する機密性２以上に相当する前橋市情報セキュリティポリシー上の情報資産の重要性分類表

本市が定める重要性分類	重要性分類Ⅰ	重要性分類Ⅱ	重要性分類Ⅲ	重要性分類Ⅳ
基準	個人情報及び業務上必要とする最小限の者のみが扱う情報	公開することを予定していない情報資産	外部に公開する情報資産のうち業務上重要な情報資産	左記以外の情報資産
国の分類	機密性３	機密性２	機密性Ⅰ	
情報（質問や指示）入力可・不可	不可		可	

また、非公開情報の取扱いは、前橋市情報公開条例第６条各号を参考にしてください。

【参考２】公開することを予定していない情報資産（前橋市情報公開条例第６条各号に定める非公開情報）

①法令秘情報（第１号）

法令又は他の条例の定めるところにより公開することができない情報

②個人情報（第２号）

氏名・住所・疾病・財産等の個人に関する情報であり、公開しないことが正当であると認められるもの

③法人情報（第３号）

生産技術・ノウハウ・取引先・財務経理に関する情報など、公開すると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの

④意思決定過程情報（第４号）

行政としての最終的な意思決定前の検討、協議、審議等の過程にある情報で、公開すると公正又は適正な意思決定に著しい支障が生ずると認められるもの

⑤事務事業執行情報（第５号）

監査、立入検査、取締り、許可、認可、監視、徴税、渉外、争訟、交渉、契約、試験、用地買収、人事その他の事務又は事業に関する情報であって、公開すると、目的が損なわれたり、公正な執行に著しい支障が生じたりすると認められるもの

⑥国等協力情報（第６号）

国等の機関との間における照会、回答、依頼、委任、協議等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの

⑦公共の安全情報（第7号）

公開することにより人の生命、身体、健康、財産等の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずると認められる情報

⑧任意提供情報（第8号）

法人等及び個人からの任意提供情報について、公開することにより当該法人等及び個人との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの

(2) 個人情報等を含むファイルのアップロードはしないこと

2に掲げる生成 AI には、CSV ファイルをアップロードし生成 AI にデータ分析をさせる等の用途も想定されますが、(1)のとおり個人情報等を含むファイルのアップロードは禁止します。

(3) 業務以外での利用はしないこと

業務以外の目的で2に掲げる生成 AI を利用することを禁止します。

(4) 信頼性や法令順守を確保できないデータを生成しないこと

生成 AI は、画像や動画、音楽等（以下「画像等」という。）を生成することができますが、既存の著作物と類似した画像や音楽が生成されたり、事実と誤解する画像や動画が生成されたりするリスクがあります。

特に既存の権利等（既存の著作物と同一又は類似した表現や商標権・意匠権・特許権等）を侵害するリスクを完全に回避することは困難であるため、画像等の生成は禁止します。

(5) 事実確認

ア 生成 AI に使用される大規模言語モデル（LLM）の原理は、「ある単語の次に用いられる可能性が確率的に最も高い単語」を出力することで、もっともらしい文章を作成していく仕組みです。書かれている内容には虚偽が含まれている可能性があるため、必ず事実確認を行ってください。

イ 生成 AI は、インターネット上の情報を基に学習していることが多いため、生成される回答は、多数派の意見が尊重され、少数派の意見が反映されにくい場合があります。そのさじ加減は生成 AI のサービス提供者の信頼性ポリシーによることになります。そのため、返答にはバイアスが含まれている可能性を常に考慮し、その回答に基づいた判断をしてしまうことによって個人及び集団が不当に差別されないよう注意してください。

ウ 生成 AI は学習データにないことは答えられません。例えば、2023 年 9 月までのデータで学習した生成 AI であれば、それ以降に発生した事項については答えられないか、事実のように見える誤った回答をしてしまう傾向があります。生成 AI のこのような限界を知り、その生成物の内容を盲信せず、必ず根拠や裏付けを自ら確認してください。

(6) 自らの責任の下に使用すること

ア 業務における検討や判断の責任は人間である各職員にあり、生成 AI は業務遂行にあたっての単なる補助的なツールに過ぎません。各職員が適切に生成 AI の活用範囲を判断し、自らの責任の下に利用してください。

イ 生成 AI は前橋市の状況、各地域の状況を詳細に把握しているものではありません。また、生成 AI の出力には、前述のように、虚偽や偏りのある意見等を含む可能性があります。そのことを十分に認識し、業務遂行（政策決定や市民からの相談に対する回答等）に当該出力をそのまま用いることはせず、事実確認等を行うとともに、本市「文書事務の手引」に基づく表現等となっているかを確認するなど、職員が直接文章を作成し施行する手順と同様の手順を着実に実施した上で使用してください。

ウ 最終的な判断の責任は職員自身にあることを自覚して使用してください。

以上